



全ト協発第 676 号(環)
令和 7 年 3 月 27 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する 令和 7 年度広報強化週間について

平素は当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり、植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和 7 年度広報強化週間について、一層の周知を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、別紙の内容をご理解のうえ、改めて植物防疫法に基づく植物等の移動規制について、傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付】

- ・植物防疫法に戻づく植物等の移動規制に関する令和 7 年度広報強化週間について
- ・植物防疫所 植物等の移動規制に関する広報リーフレット

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



6 消安第7492号
令和7年3月21日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和7年度広報強化
週間について

日頃から我が国の植物検疫の実施に当たり、御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫のまん延を防止するため、沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島から、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制しています。

この移動規制の実効性を確保するため、日頃から植物防疫（事務）所による広報活動を行っているところですが、令和7年度においても別紙のとおり広報強化週間を設け、一層の周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員に対し、植物防疫法に基づく植物等の移動規制について改めて周知を徹底していただきますよう、お願ひいたします。

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和7年度広報強化週間について

1 趣旨

沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島（以下「移動規制対象地域」という。）においては、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌等の病害虫が発生している。

当該病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3に基づき、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制している。

当該移動規制の実効性を確保するため、移動規制対象地域への旅行者が増加する時期に合わせて広報強化週間を設け、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）による旅行者、移動規制対象地域内の住民、移動規制対象植物の生産者等に対する広報活動を実施することにより、移動規制の内容について周知徹底を図るものとする。

また、沖縄県で確認されているセグロウリミバエの対策として、令和7年4月から法第17条第1項に基づく緊急防除を実施することとしており、当該防除における沖縄本島からの寄主植物等の移動制限の内容についても併せて周知徹底を図るものとする。

2 実施時期

第1回 令和7年4月21日（月）～4月25日（金）

第2回 令和7年7月14日（月）～7月18日（金）

第3回 令和7年12月15日（月）～12月19日（金）

3 主な広報活動の内容

- (1) 海空港におけるリーフレット等の配布
- (2) 海空港におけるポスターの掲示、広報板の設置
- (3) 船機内、待合室等の乗客に対するアナウンス
- (4) 地方自治体、関係団体等へのポスター及びリーフレット等の配布
- (5) 地方自治体、関係団体等が発行する広報誌への掲載依頼
- (6) テレビ、新聞等マスメディアへの協力依頼
- (7) 移動規制対象地域における移動規制対象植物等の生産者へのリーフレット等の配布
- (8) 移動規制対象地域内の観光地（農産物販売所等）におけるリーフレット等の配布

4 実施主体

横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所及び那覇植物防疫事務所

5 重点実施場所及び担当所

(1) 移動規制対象地域からの直行便又は経由便が到着する海空港

都道府県	実施場所	担当所	
北海道	新千歳空港	横浜植物防疫所	札幌支所新千歳空港出張所
宮城県	仙台空港	〃	塩釜支所
茨城県	茨城空港	〃	東京支所鹿島出張所
千葉県	成田国際空港	〃	成田支所
東京都	東京港竹芝埠頭	〃	東京支所
〃	東京国際空港	〃	羽田空港支所
新潟県	新潟空港	〃	新潟支所
石川県	小松飛行場	名古屋植物防疫所	伏木富山支所小松空港出張所
静岡県	静岡空港	〃	清水支所静岡空港出張所
愛知県	中部国際空港	〃	中部空港支所
大阪府	大阪国際空港	神戸植物防疫所	大阪支所
〃	関西国際空港	〃	関西空港支所
兵庫県	神戸空港	〃	
岡山県	岡山空港	〃	広島支所水島出張所
広島県	広島空港	〃	広島支所
山口県	岩国飛行場	〃	〃
香川県	高松空港	〃	坂出支所
愛媛県	松山空港	〃	坂出支所松山出張所
福岡県	福岡空港	門司植物防疫所	福岡支所
熊本県	熊本空港	〃	鹿児島支所八代出張所
宮崎県	宮崎空港	〃	鹿児島支所細島出張所
鹿児島県	鹿児島港	〃	鹿児島支所
〃	鹿児島空港	〃	〃

(2) 移動規制対象地域以外の地域への直行便又は経由便が出発する移動規制対象地域の海空港

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原父島二見港	国土交通省	小笠原総合事務所(植物防疫官駐在)
鹿児島県	トカラ列島内の海港	門司植物防疫所	鹿児島支所
〃	奄美群島内の海港	〃	名瀬支所
〃	奄美空港	〃	〃
〃	喜界空港	〃	〃
〃	徳之島空港	〃	〃
〃	沖永良部空港	〃	〃
〃	与論空港	〃	〃
沖縄県	那覇港	那覇植物防疫事務所	
〃	平敷屋港	〃	
〃	本部港	〃	
〃	那覇空港	〃	那覇空港出張所
〃	嘉手納飛行場	〃	嘉手納出張所
〃	久米島空港	〃	
〃	宮古空港	〃	平良出張所
〃	下地島空港	〃	〃
〃	新石垣空港	〃	石垣出張所

(3) 移動規制対象地域内の郵便局並びに宅配便、貨物及び青果物取扱店等

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原諸島	国土交通省	小笠原総合事務所(植物防疫官駐在)
鹿児島県	トカラ列島	門司植物防疫所	鹿児島支所
〃	奄美群島	〃	名瀬支所
沖縄県	沖縄県全域	那覇植物防疫事務所及び同事務所各出張所	

のせらしふ植物検査

沖縄県・奄美群島・
トカラ列島・小笠原諸島から
サツマイモやエンサイなどの
植物は持ち出しが規制されています。



詳しくは下記へお問い合わせください
(蒸熱処理に関するお問い合わせは★印の植物防疫所へ)

横浜植物防疫所	045-285-7135
名古屋植物防疫所	052-659-1357
神戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2809
鹿児島支所	099-222-1046
名瀬支所★	0997-52-0459
那覇植物防疫事務所★	098-868-1679
那覇空港出張所	098-857-0054
平良出張所	0980-72-2433
石垣出張所	0980-82-2312
小笠原総合事務所	04998-2-2102

移動規制の対象病害虫と対象地域



主な持ち出せない植物



エンサイ(空心菜・ウンチーバー)の生茎葉
サツマイモ(紅イモなど)の生塊根



サツマイモ(紅イモなど)の生茎葉
アリモドキソウムシ (大きさ約4mm)



アリモドキソウムシ (大きさ約6mm)
ミカンキジラミ (大きさ約3mm)

まん延を警戒する病害虫



イモソウムシ (大きさ約4mm)
アリモドキソウムシ (大きさ約6mm)



カンキンギグリーニング病菌 (病害の症状)
ミカンキジラミ (大きさ約3mm)



アフリカマイマイ (成長・大きさ4~12cm)
サツマイモノメイガ (大きさ12~15mm)

※宝島ではイモソウムシが発生しています(令和6年4月22日省令改正)。
※徳之島ではカンキンギグリーニング病菌が撲滅されました(令和6年4月22日省令改正)。
※久米島、津堅島ではアリモドキソウムシが規制されています。

詳しくはこちらから 植物检疫行動規制
<https://www.maff.go.jp/ppsi/>

農林水産省



病害虫のまん延防止にご協力を願います

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものには、植物防疫所にご連絡をお願いします



移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖永良部島、与論島にはカシキツ類に被害を与える病気が発生しています。これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物等は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制(下の表)されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域

持ち出せないもの
植物の例
病害虫

沖縄県全域※1	サツマイモ(紅イモなど) エンサイ(空心菜・ウンチエーバー) アサガオ、グンバイヒルガオ モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ などの生茎葉および地下部 カンキツ類、ゲッキツ オオバゲッキツ(カレーリーフ) イチジク、サルカケミカン ワニピーなどの生植物※5	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※6 カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ
奄美群島 トカラ列島※3 小笠原諸島※4	サツマイモ(紅イモなど) エンサイ(空心菜・ウンチエーバー) アサガオ、グンバイヒルガオ モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ などの生茎葉および地下部 カンキツ類、ゲッキツ オオバゲッキツ(カレーリーフ) イチジク、サルカケミカン ワニピーなどの生植物	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモノメイガ アフリカマイマイ※6 カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ
奄美群島の一部※2 (沖永良部島 与論島)	カンキツ類、ゲッキツ オオバゲッキツ(カレーリーフ) イチジク、サルカケミカン ワニピーなどの生植物	カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ

持ち出しができる場合もあります



■サツマイモの生塊根
蒸熱処理(数日必要)を行えば持ち出せます。
なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出することができます。
詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。(なお、現在小笠原諸島には蒸熱処理施設がありません)。



■カシキツ類の苗木、穂木、生茎葉
検査(1年以上必要)を受け、病害虫の付着がないことが確認できれば持ち出せます。
■イチジク、ゲッキツ、オオバゲッキツ、(カレーリーフ)などの苗木、穂木、生茎葉
検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。
乾燥した葉は検査を受けずに持ち出せます。

- ※1 久米島、津堅島ではアリモドキゾウムシが絶滅しましたので、沖縄本島などのアリモドキゾウムシの発生地で生産されたり、発生地を経由しサツマイモは、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。
- ※2 カンキツグリーニング病菌及びミカンキジラミの対象植物については、「沖縄県全域」及び「奄美群島の一部」の間でも相互に持ち込みが規制されています。
- ※3 トカラ列島では、アフリカマイマイは発生していません。イモゾウムシは、トカラ列島のうち宝島でのみ発生しています。
- ※4 小笠原諸島ではサツマイモノメイガは発生していません。
- ※5 生植物とは、苗木・穂木・生茎葉を指し、種子・生果実は持ち出せません。
- ※6 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。